

八雲町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針

令和5年12月6日
八雲町教育委員会

1 基本方針

八雲町郷土資料館（以下、「資料館」という。）において、現在、八雲町から出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

このアイヌ遺骨等については、発掘・発見された出土地域が明らか（以下「出土地域特定遺骨等」という。）であることから、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第61会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 附属文書））の関連条項、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に、出土地域特定遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後八雲町内で発掘調査等により発見され、資料館で保管されることとなったアイヌ遺骨等の取扱方針については、本取扱方針に準じて定めることとする。

2 情報の周知

資料館の保管するアイヌ遺骨等の情報は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、八雲町のホームページにおいて1か月間公開する。

3 地域返還

上記2の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域アイヌ関係団体に出土地域特定遺骨等を地域返還するための手続は、以下によることとする。

(1) 地域返還の手続

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、八雲町教育委員会社会教育課を受付窓口として、別記様式1により申請するものとする。

(2) 地域返還対象団体の確認

ア 上記(1)の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。

イ 上記アの確認前に同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるか確認するものとする。

ウ 申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、上記ウの周知より1か月間とする。

オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要であると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者」）という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することになった場合には、改めて上記ア以下の手続を執るものとする。

カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができなかった場合又は上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

(3) 地域返還の実施

ア 上記(2)により、出土地域特定遺骨等に係る地域返還対象団体を特定

した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。

イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

4 保管の継続又は慰霊施設への保管

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、資料館において保管の継続、又は国と協議の上、国が北海道白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管することとする。

(1) 情報の周知から1か月間、上記3(1)の地域返還の申請がなかった場合

(2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、上記3(2)において当該遺骨等の地域返還対象団体の特定に至らなかった場合